

**「みやざきフードビジネス相談ステーション」ホームページ
制作及び運用保守業務委託 企画提案競技実施要領**

1 目的

「みやざきフードビジネス相談ステーション」ホームページ制作及び運用保守業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「みやざきフードビジネス相談ステーション」ホームページ制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

1, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 参加資格要件

以下の（１）～（７）の条件全てを満たす法人であること。

- （１）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（令和 5 年宮崎県告示第 1 2 0 号）（以下「要綱」という。）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種である者。
- （２）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- （４）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格等要綱に基づく資格停止の措置を受けていない者
- （５）県税に未納がない者
- （６）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- （７）地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等

(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約したもの。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和6年6月28日(金) |
| (2) 質問等の締切 | 令和6年7月10日(水) 正午まで |
| (3) 参加申込書の提出締切 | 令和6年7月16日(火) 正午まで |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和6年7月19日(金) 正午まで |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和6年7月24日(水) |
| (6) 企画提案書採択決定(通知) | 令和6年7月26日(金) まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月10日(水) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

④ 回答

軽微なものを除き、県ホームページで公表する(質問者名は公表しない。)

(2) 参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年7月16日(火) 正午まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（6部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。
- ・ 実施体制及びスケジュールを記載すること。
- ・ 過去の実績（同種業務の実績及び過去3年以内の地方公共団体との同規模の契約実績）を記載すること。

イ 法人の概要が分かる資料（6部）

- ・ 法人の概要が記載されていること（既存の会社概要等の提出又は企画書への記載に代えることも可とする。）。

ウ 見積書（原本1部、写し5部）

- ・ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること（但し、運用保守に係る見積書は別途提出すること。）。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、内訳は税抜き表示を基本とする。押印省略する場合は、担当者氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。

エ 参加資格要件に係る誓約書（1部）

- ・ 別紙3により提出すること

オ システム性能を確認する書類（1部）

- ・ カタログや仕様合致確認一覧等のシステム性能・機能を確認できる書類を提出すること。
- ・ 様式は自由とする。
- ・ 企画書提出締切日までに提出された書類の内容に関する照会があったときは、参加希望者の負担において説明し、承諾を得ること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和6年7月19日（金）正午まで

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション審査

日 時：令和6年7月24日（水）

場 所：オンライン（Teams）で実施

実施方法：提案者によるプレゼンテーション方式

時 間：各提案者、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする

審査項目：別添「審査基準表（別紙4）」のとおり

選定方法：県職員等で構成する審査委員会において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

そ の 他：

- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。
時間については、別途通知する。
- ・ Web会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

(5) 審査結果の通知

令和6年7月26日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

なお、提案者は、通知日から7日以内（土・日・祝日を除く）に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、委託業務完了後の精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県総合政策部産業政策課企画推進担当（担当 芥川、湯浅）
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7052
メールアドレス sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp
(CC) akutagawa-rinta@pref.miyazaki.lg.jp